

蝦夷風俗彙纂前編
二

東 京 圖 書 館
新 門 四 函
部 一 架
類 號

蝦夷風俗彙纂前編卷二目次

の沿革

蝦夷叛服例

壺碑の事

松前家創業の事

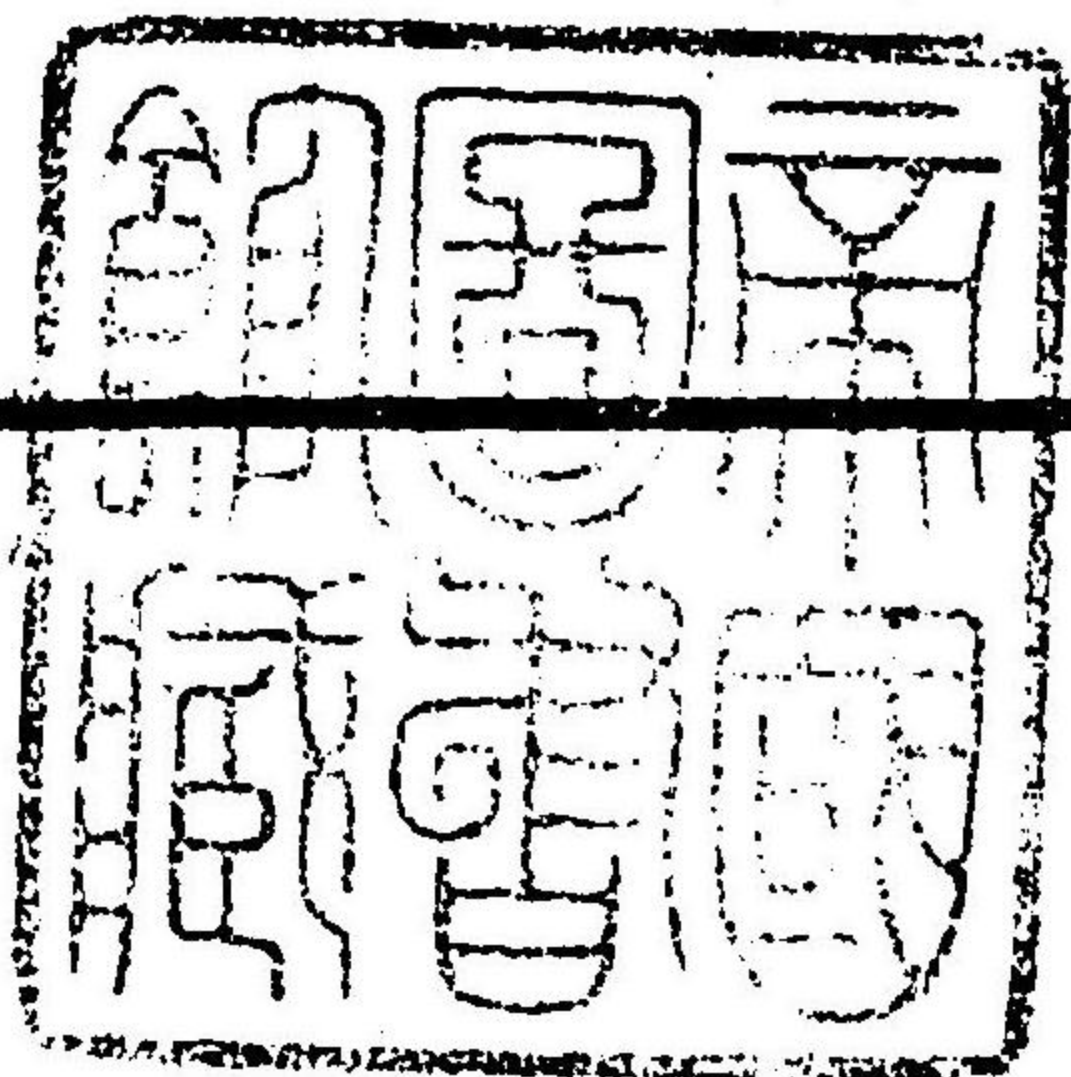
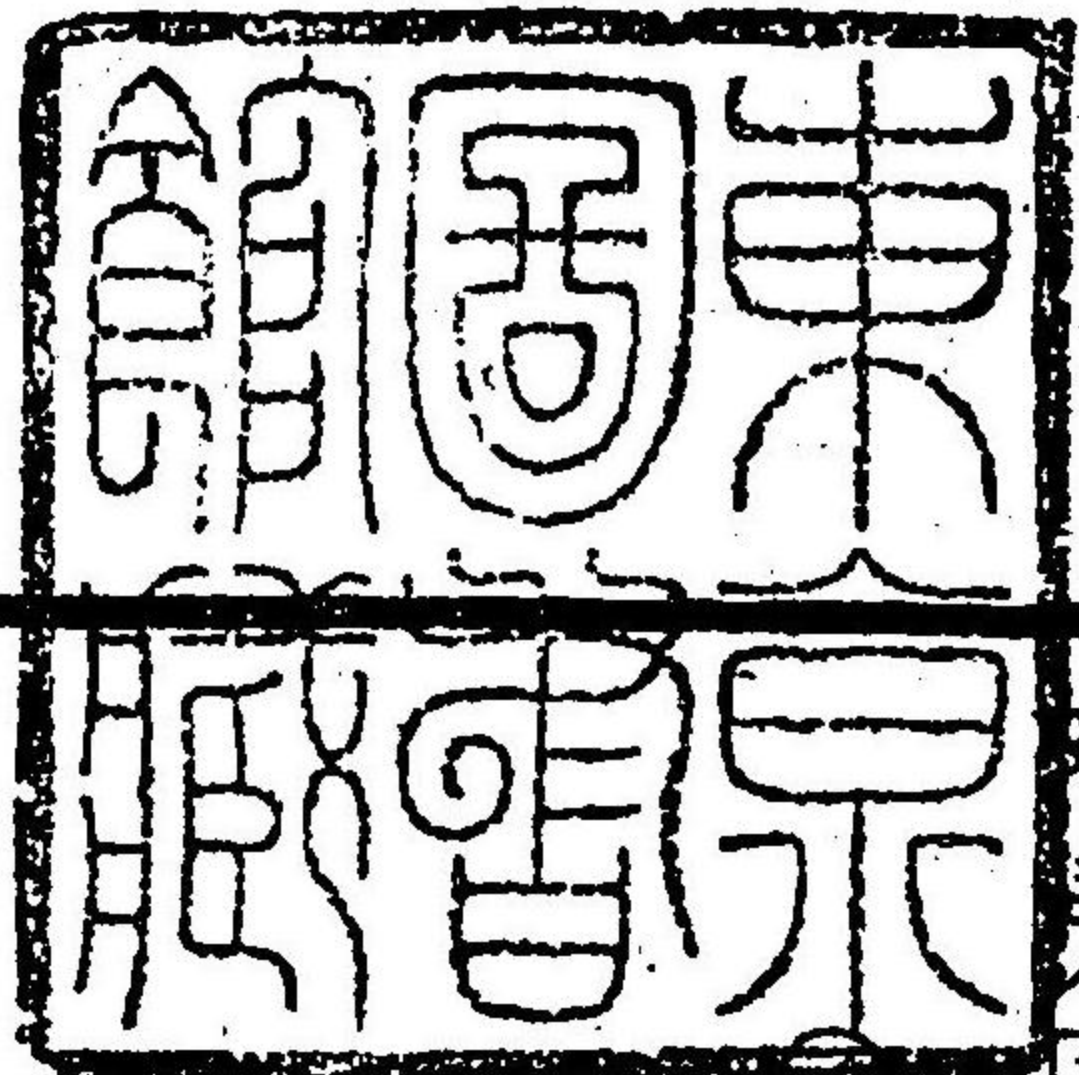
御味方コタンの事

松前家へ朱印を賜る事

東蝦夷地上地の事

西蝦夷地上地の事

蝦夷地改革の事



目次

卷二

一

松前家へ蝦夷地下地の事

髯塚の事

松前並福山稱名の事

蝦夷風俗彙纂前編卷二目次終

蝦夷風俗彙纂前編卷二

○沿革

○蝦夷叛服例

往古より東夷の叛服屢々なる事載て國史あり。今舊記の説に據て考之。則康正二年丙子春東部比夷賊蜂起し。翌年長祿元年丁丑夏五月に至て。東部志濃利函館中野脇本穂^{オムナイ}内。及部原口比石の諸館主とそ攻落しける。然るに東部茂別と西部上の國花澤主との三

館ハ猶堅く其館と守るといへども。夷賊東西より競ひ起りて。右三館も亦ほとんど危らりし。始祖清巖公其擇ふ應ぜし兵を率ひて先鋒とあり。大ひふ夷賊と戦て是と破り。酋長胡奢魔允父子。及び賊徒數輩と斬殺し。不日して大功と立らまければ。殘賊皆始祖此驍勇絶倫の英風ふ感服し。東夷地悉く靜謐しけり。於諸館主各頻りふ始祖の戦功と賞し。始祖をして花澤館主の養男たらしめたる。自ら開國の業の主と爲なりぬ。又白右の蝦夷志自序ふ。嘉吉三年若狹守源信廣。越海入干夷中。遂取其南界。定此地。と書るハ誤なり。

り。始祖ハ亨徳三甲戌秋八月松前ふ來り。四年ふして大勲功と立られたり。扱亦古方俗此所謂渡黨ハ。即右の諸館主と云なり。其人々ふハ小林太郎左衛門良景。河野加賀政道。佐藤三郎左衛門季則。南條治部季繼。薦槌甲斐季直。今泉刑部季友。下國山城定季。相原周防政胤。近藤四郎左衛門季常。岡邊太郎左衛門季證。原谷右近重政。茂別八郎家政。蠣崎修理季繁等也。詳見干舊記。永正八年辛未夏四月。夷賊蜂起。東部宇須岸志濃利與倉前の三館と攻る。其甚急なり。館主河野季通。小林良定。同姓季景等自殺す。同十年癸酉作夏六月。夷賊

又叛して松前大館と攻る事益急なり。時小相原季胤村上政儀等戦死す。因て同十一年甲戌春三月。第二世泰礮公。西部上國より松前より來つて。大館と守護す。同十二年乙亥夏六月。夷賊復反す。泰礮公酋長兄弟二人と斬て平治之。

大永五年乙酉春。東西部夷賊悉く蜂起す。

亨祿元年戊子夏五月。第三世勝礮公兵と率て夷賊と誅伐す。同二年己丑春。西部蝦夷反す。勝礮公其酋長を射て。殘黨悉く敗北す。同四年辛卯夏五月廿五日夜夷賊襲來る。勝礮公計略と以て酋長夫婦及び殘賊と討

て靜謐す。

寛永二十年癸未春。西部蝦夷叛す。直心公家臣と遣して征伐之。

慶安元年戊子春。東部夷中合戦あり。蝦夷討死するもの多し。然れども叛逆は變阿らば。

承應二年癸巳春。東部蝦夷蜂起す。利永公壯士と遣して平之。

寛文九年己酉夏。東部支不左利蝦夷叛す。時小平士鷹師通辭船長水主の輩二百七十餘人變死す。此時第十世機山公弱冠たるふよひて。親族松前八郎左衛門泰

廣府より來て共ニ夷賊と討て平治を時ニ冬十月なり。松前志并蝦夷年代記

夫我毛夷の國也。古所謂北倭也。其證山海經ニ見えたり。毛夷ハ我日本ニ屬せるの始と考るニ人王十二代景行天皇四十年夷賊邊境と犯せしニよリめて日本武尊として征伐ありしニより。

一説ハ齋明天皇より日本ニ屬とも云。

永く日本王化の威徳ニ從へりされども其叛服ハ定りなしとぞ。亦足利ハ中頃より蝦夷大ニ擾亂せしりども奥羽の境地ハも至らざりければ唯境内ハ要地

み住せる武士と攻撃ニ及べるのみなり。是我古方俗の所謂渡黨ハ後胤也。扱此渡黨といふハ後鳥羽帝御宇文治五年己酉秋源大將軍頼朝卿の奥州ニ發向ありて藤原泰衡

秀衡ハ其子也。此時泰衡も亦蝦夷ニ奔らんとす。家人河田次郎弒之頼朝ニ降る。東鑑ニ見也。

滅亡ハ其時奔逃して蝦夷ニ潛居せるハ其士と古方俗如是稱したるなり。是歳源廷尉義經も亦夷中ニ入て夷人ハ其爲ニ敬尊せられたり。故ニ夷人今ニおひて廷尉我神と稱するなり。又廷尉義經我蝦夷ニ到るの證

る。出所定りならむといへども。白石の蝦夷志に注ふ。西部地名亦有辨慶崎。或を傳ふ。廷尉去此而踰北海云。寛永年間越前國人漂至韃靼地。是歲癸未。清主乃牽其人而入燕京。居歲餘。勅遣朝鮮。送致而還。其人曰。奴兒干部門戸之神。似此方画。廷尉像者。亦可以爲異聞云々。又清朝所撰圖書集成中。源廷尉韃靼に到れるよしと載たりとぞ。伊勢の人葛陂伯起子是を語る。亦或説ふ。清朝所撰御製詩文集序文中。我始祖源義經の章ありといへり。實否未詳。又信濃の人大宰徳夫が鎌倉賦に。範歸て死乎都門。經走竄。干蝦夷。此文あり。又馬場

氏が義經勲功記にも。此旨見えたり。況や古今和俗樵夫牧童のいたるまで。いひふりたる事なれば。其説尤も廢しがよし。

古史によれば。文治五年夏四月。泰衡廷尉を襲ふ。其家人防くといへども。敗績して。廷尉自殺せしと云。愚按。此説可疑。恐くは是記者其事を缺て以て。三代の家録を正とせるものなるべし。

又建保年中にも。右大臣實朝卿日本海賊に徒と。蝦夷に追放せられたること。東鑑に見えたり。是則右の渡黨に等しき血勇不敵の者共なるべし。故に建久より

長祿ふいたり。凡二百六十有餘年の間。渡黨等が子孫
渡嶋ワタシマの蝦夷と追退け。處々の要地を壘壁と築き。敢て
日本將軍の命令を受たるをあらば。各唯夷賊と討
從一大功を立んと欲するの志あり。享徳三年甲戌秋
八月。始祖武田清巖公

諱信廣。若州小濱後瀨山城主。武田大膳太夫信國の
兄。陸奥守信賢の子也。此時信國若州を主たり。蓋信
國より相續て。信親。元信。元光。信豐。義統。元明。よ至て
凡廿世。天正十年壬午秋七月。於江州。元明。豐臣秀吉
の將と戦て死す。家系爰よ至て斷絶せり。武徳編年集

元次を作するを即元明なり。

若州より來る。志あるを長祿元年丁丑夏五月よ至て。
東北西北蝦夷蜂起して。諸館主の營壘と攻落す。干時
清巖公先鋒を擇む。絶倫の英風。地を震ひ。遂に夷賊は
酋長胡奢魔允父子。及び殘賊數輩を討て諸島と平治
せり。よつて諸館主も亦各敬服し。始祖として大守た
らしめければ。則令を疆内よ下して。新營を河北天河
福山より十五里餘。北西よ向くる。

よトして。建國大禮と行ひ。永く日本北門の鎖鑰とを
なりぬ。然れば則日本久しく東顧を憂ひ絶たるもの

も。全く我始祖の勇武よる所なり。其功最武尊此下
よ出べりらむ。此時人皇百三代後花園帝此御宇よし
て。將軍足利第八世義政なり。是より春秋三十八年と
過了。明應三年甲寅夏五月。始祖六十四歳ふして即世。
此間境内夷人此亂さ更ふなし。厥後永正八年辛未東
部夷亂あり。同十二年ふ至て酋長と討て平治せり。亦
大永年中東西夷賊蜂起。享祿元年戊子夏中平之。同二
年己丑春。西部夷人復反也。又其酋長を討て平之。同四
年辛卯夏五月。夷賊又反也。乃其酋長と討て靜謐也。亦
寛永二年癸未春。西部夷賊騒動也。勇士伐遣して征伐

也。亦慶安元年戊子春。東夷亂る。亦承應二年癸巳春。東
部夷賊蜂起也。第九世高廣壯士と遣して平之。又寛文
九年己酉夏。東部夷賊反也。此時夷賊の爲ふ殺害せら
る。ハ。士人雜人凡二百七十餘人。第十世矩廣幼弱た
るふよめて。江府親族松前八郎左衛門泰廣兵士伐率
て東部ふ赴き冬十月ふ至て酋長と討て平之。于時泰
廣賜五百石の加増。是より一百二十一年ふして。客歳
寛政紀元己酉夏五月。東部北嶋國後夷賊騒動あり。海
陸よて夷の爲ふ害せらる。もの七十一人。時ふ第十
三世道廣自ら先鋒此勇士強卒。二百六十有餘人を擇

び。己よ六月十一日福山城と進發す。道廣常よ武戎講
じて意欲政事ふ留め士卒をして坐作進退陣法教旗。
奇正變化并繰練技習をしむる所よして。事よ臨て蹉
跌せざればなり。所謂其將士よを隊長新井田孫三郎
正壽。隊頭松井茂兵衛廣繼。監軍松前平角則忠。弓の間
蠣崎久吾廣顯。衛士兼水軍秋山角左衛門光知。警衛高
橋喜兵衛訓治。同松江源七時安。同鈴木文治重康。醫師
村岡雄裁。伍長平沼清六貞忠。木下彌治右衛門政定。卒
長石黒文藏。八亦藤吉。藤田龜藏。櫻井圓右衛門。金子平
兵衛。和田孫兵衛等の輩よ至まで。各短甲を被て。其兵

卒を率て行列をなれ。亦陸續發向出るの將士よを。近
習青山榮司芝備。警衛新井田文太夫友充。巡視新谷六
左衛門行重。警衛土谷兵太忠喬。次よ兵糧運送の廩人
烽子告急使譯長。蓋手下此役人數十人並伴ふ。火炮匠
管藥兵夫鍛工甲匠弓箭工。火藥匠切磋工船長船夫船
匠旗牌手鼓吏吹角煙火隊廝養卒。炊子馬夫雜人の類
よ至まで。共よ旗鼓の制令よよ以て進發せり。其携る
處の軍器よを。大銃火術萬人敵飛火槍等の巧機器と
第一とし。望車雲梯火車砲樓塔車。弓箭藤牌狼筈矛稍
鎗棍類。鎗偃月刀眉尖刀竹牌鐵蒺藜長鈎長脚鑽。折具

の類を云ふ及ぶ。國士工藤清右衛門長舊所製神火銃。並松前平角則忠所製霹靂萬勝石輪發火。新製の秘器と中軍も備へ。五色の旌旗天も飄へり。鉦蠡鐘鼓地と動りし。進退疾徐をして標令もよめて。自在を得べき行装なり。誠も百年以來の武風の弊あるを一洗すべき有様あり。既も封疆は夷境も入てより。中道馬足立難き所多ければ。是より險阻と厭を去。從扈雜卒各重きを負ひ遠きを涉りて。初秋七月八日に至て。東部ノソカマフも到着せり。

福山より里程凡二百五十有餘里

同月十六日間諜は秘計もよつて。北島總部の酋長ツキノエ。並も酋長イコトイ。老嫗チキリエシカイの子。ノツカマフ總部酋長某の三人を始とし。夷人一百有餘人及徒黨は夷賊二百有餘人。都て夷人三百五十有餘人を率て。陣營の外も平伏せり。時將士麾を颺て二人は伍長も令し。譯長として酋長ツキノエ等對さしめ。夷賊騒動の發起並罪の輕重を尋問也。同二十日再び夷賊罪の有無輕重を糾明し。記簿相終りければ。將士亦其刑罰決斷し。重罪は夷賊三十七人を獄も下し。輕罪の夷賊九十三人と赦免也。亦夷賊は携る所兵器

を搜出さしむる。簿籍も録す所如左。所謂夷弓一百二十張。矢房七十八。毒箭三千九百五枚。槍戈五十七本。刀六十八柄。短鎌二握。此時夷賊皆其兵器を沙中にお藏せると所出如此。明れば七月廿一日。黎明より陣營吹角此約よりて。將士從卒各坐列し。六具と堅め兵器戎備へ。酉の吉方より向て帷幕と巻き。一連の紅旗と陣前にお建開き。四色の例戎略の。扱序此鼓聲戎聞て。譯長立。酋長も令して。先黨頭の夷賊八人。戎刎頭する所。獄中二十九人。此夷賊おれを察し。周章憤怒大勢一にお發し。忽暴勇と奮て獄屋を打破り。即其家材と提げ陣營にお

討向ふ。將士固より覺悟する所なれば。備ふる所此槍刀と以て。立所も夷賊二十九人を討取。即將士各本坐より一列し。諸酋長等と呼ていふ。今日陣前夷賊不法此者あるよりて。已と得て干戈を用ひたり。此上群夷の異變之あるをおひてハ。再び征伐も及ふべき旨と命せしむ。數百人此群夷首戎垂て陳謝せり。是も於て將士伍長も命じて。賊首三十七級を携て鹽藏。逆首もさらなり。つむも美酒荏油八穴清淨の法と略し。各夷名の牒を其右耳にお貫き。方八寸の首匣におさめて。略凱旋此式を行ふ。其様全く實檢の故實を學びた

り。明れば同二十二日將士從卒各列をなし。東部各部
 此酋長數十人を呼出し。先例を任せ。開國以來臨官よ
 り被命所の國政此制令を告さとしむる。去るるよ
 夷人四十三人共。福藩に到りて拜謁せ人事を請ふ。
 夷人亦其重器を取出して。永く命令を從服する此契約
 をなす。是より於て將士簿籍を照し。夷人此國より功ある
 の輕重を正し。賞を與へて勞ネキラへり。下略夷酋列像附録
 享祿三年。タナケシと云蝦夷。瀨田内へ出張して。工藤
 九郎左衛門尉祐葱を討んとす。祐葱軍破て討死す。終
 り上の國まで攻來る。此時祐葱が弟祐致智略を以て。

大將タナケシを城下一連來り。良廣弓矢以て亡し。殘
 黨敗北す。是祐致が功なり。祐致ハ祐長四代の孫光祐
 の子なり。松前舊事記

寛永二十年。ヘナウケと云蝦夷反逆。蠣崎右衛門利廣
 瀨田内より出張して。靜謐ならしむ。西蝦夷日誌

景行天皇二十五年秋七月。武内宿禰として。北陸及東
 方諸國此地形を察せしめらる。同二十七年春二月。宿
 禰東國より歸りて。東夷に中日高見の國あり。其人男
 女皆推髻文身にして勇悍なり。是より去つて蝦夷とい
 ふ。土地沃饒にして曠し。是より討取べしと奏せり。同四

年東夷反せしより。日本武尊勅伐奉して是伐征伐せらる。齋明天皇四年。越國守阿部引田臣比羅夫。船師百八十艘と率て蝦夷伐討し。同六年亦二百艘と率て肅慎此國を伐てり。是よ於て渡島の蝦夷皆從服。當時蝦夷の人民内地よ入て。東北此國々よ屯集して居せしより。本地よあるものと。渡島の蝦夷と云しありと。古事記傳よ見えたり。是時後方羊蹄よ政所と置いて此地を鎮せり。元正天皇養老四年よ。渡島此司をして津輕此司と共に。靺鞨國よ至り風俗と觀せしめらる事ハ。續日本紀よ見えたり。廢帝天平寶字六

年。東海東山節度使惠美朝臣朝猶奥州蝦夷を征し。是より先き聖武天皇神龜元年。按察使大野朝臣東人ら築きし。多賀城を修造して鎮守府とあし。碑伐立て其事と表出。此時此一里を今此六丁なれば。一百廿里を今の廿里よ當れり。されば今の仙臺領なる鎮守府の遺跡より。廿里先ある南部領の邊より。皆蝦夷國とせし事と見ゆ。さて彼碑よ常陸下野の國界といへるの里數と記出るよ。同じく隣境とせり。既よ靺鞨といへるの里數伐記せるよよま。當時靺鞨より此方。皆邦域此中となせしものならん。桓武天皇延暦二

十年征夷將軍坂上朝臣田村麿東夷北反伐征討せられし事。續日本紀に見えたり。されバ詳ならず。共今津輕の地。田村麿行營の遺跡あり。且土人猶昔日の田村將軍此事談ざるを以て見れば。當時南部北大澗津輕の外ヶ濱迄も服従して。田村將軍蝦夷を悉く渡島に驅逐して。海より南。日本地とし。北。夷と定められしこと。推て知るべし。是より後數百年の間。蝦夷地の事。書傳に見えされバ。考ふべきものなく。後花園院嘉吉年間。下國安藤太と云者。海に踰て松前にお住せし。同帝享徳三年。若狹守武田信廣。故のりて

國に去り。南部の蠣崎にお至り。氏に蠣崎と改め。是より蝦夷にお渡り。天川と云る地にお住し。遂にお下國を滅し。永正十一年にお至り。松前を占據して。蝦夷を制治せり。信廣より七代志摩守公廣。此時慶長十八年亦蠣崎を改て松前と稱ひ。即今の松前家は是なり。初め信廣の時。當り。夷人の勢ひ強大にして。今の如くにお制する事能はば。其後數代を經といへども。やゝも是れバ擾亂となせし。おより。數多の戦討を經て。漸々にお平治し。寛文九年。シヤムシヤインに亂より。後。夷戶特にお減じ。其勢大にお衰へて。今此形をなせり。故にお松前家におて。蝦夷地

と開きし年歴を。西蝦夷宗谷は貞享より始り。東部の厚
岸を寛永中。根室を元録中より開け。國後迄及びし
は寶曆年間のこと。擇捉島を寛政十二年より官命よ
より。始て撫育せり。休明光記より云。擇捉嶋ハ東蝦夷地
奥より。周廻二百六十里の巨嶋なり。丑寅の方海上十
里餘を隔て得撫島あり。官吏近藤某山田某此島に至
て。其状を見るより。土夷男女老少合せて纔より七百。衣類
を酋長の分漸く水豹犬皮の類を着し。其餘を羽と綴
り。又キナと云草を取聚めて衣とし。或る裸体なる者
あり。十五六歳の兒を。極寒地時といへども赤裸なり。

朝夕に要害もなく。鍋ひとつあれば五六戸にて用ふ。
魚を許多なれども。漁具なれば取事能く。川毎に
上る鱒鮭此類を。ヤスよて突取て冬の食とあし。或る
草根を採貯て四時とち食物とす。故に飢寒より迫り
て。年々死亡する者此少らば。然るより此海路至て荒
く。船の往來容易ならざるより。私領此時渡海する
もの甚希よして。蝦夷船の外往來なり。攝州兵
庫此船人。高田屋嘉兵衛と云者。海路此事より熟せし故
より。此者より命じて渡海のことと試せしめ。汐路澗懸り此
様子を熟知するより。寛政十二年此者より手船千五

百石積辰悦丸。撫育すべき諸具を載せ渡らしめ。是
次大船通路に始と。是より於て諸具を土夷に分ち與
へて。漁業の場所新ふ十七ヶ所を開き。其業を勸めし
る。土夷ども始て衣服を着し。日用の要器も事足り。
漁具も十分ふ備りし。是よりして許多此産物を
出して。盡く食料も飽充たり。享保元年六月官吏高
山某深山某の二人。擇捉と開帆し得撫島に着し。來住
の露夷ケレブセふ逢て事由を糾し。此島より五日六日
滞留して。天長地久大日本屬嶋の八字を木に彫りて
小高き岡に建。七月四日擇捉も歸き。北蝦夷嶋を天

明五年官より始て按檢の吏に遣され。寛政二年も松
前家にて交易所を建。同十一年官の小吏再び往て檢
索す。邊界分界圖説并蝦夷舊聞

○壺碑の事

坪碑考

林子平 著

坪或作壺。俗作壺者誤也。坪蒲明切。音平地。平處。壺苦本
切音悃。官中術。亦爾雅。官中術。郭璞曰。術。閣間道也。亦詩
大雅。其類維何。室家之壺。此碑也。在陸奥州宮城郡多賀
城址。陸奥國宮城郡風土記云。坪碑在鴻之地。爲故鎮守
府門碑。惠美朝獨立之。見雲真人清書也。記異域本邦之

行程。令旅人不為迷途也。此碑作坪碑。亦作壺碑。共是可謂道路之碑之義也。雖然稱壺碑者。不知始于何人也。唯因風土記為坪碑者可為是也。而因為鎮府門碑之文。則建干碑於城門外面大道。令人知四方之行程者也。壺碑審定說

弘齋平信恕識

書名顯晦。亦蓋繫于時運之泰否歟。夫壺碑者。所謂筆法之妙。書家之冠冕者也。然而有知之者鮮矣。予往慕其書。而不知其人也。或云中將姬書也。予既論以為非也。或疑唐人書。眾議未決焉。源子巖始而唱之。壺碑者見雲真人書。出風土記殘篇。予聞之而愕然。想夫風土記醍醐帝時

始而成焉。其書亡也久。于今焉有之。然子巖信人也。豈欺我哉。且其博識多聞。必有所觀焉。念之而不措。一日於田氏家獲之。顧其為書。所謂存什一於仟佰。就中觀壺碑之事迹。完然有免乎蠹。予歎曰。天也哉。嗚乎。憶真人之妙迹。當時振名朝野。故朝猶令雇而淨書之。今及澆季。而人莫識之。空餘此碑而已。天不能言焉。出風土記殘篇。以告於人也。名復顯于後世。然微子巖則何以關於有聞。可謂偉亦偉矣。粵併收風土記文於此。以永其傳。云。時正德六年丙申之春。孟陬之日記之。

壺碑考

東海 平維章著

在宮城郡市川邑以南多賀城北去鹽竈神祠西南已十餘町名寄歌枕作壺石文或作碑風土記作坪碑壺宮中街郭璞曰街閣間道詩大雅其類維何室家之壺又居也俗作壺碑非也壺洪孤切音胡酒器也坪蒲明切音平地平處下略

觀迹聞老志卷六

壺碑在干我東奧也久然累世無人識其神妙者空蕪没于古城草莽之中者幾千年水戸黃門君請其文字于吾太守綱村君令儒臣田邊氏雙鈎以遺焉未及石刻尤可惜矣元祿十二年與江定守及亡子義方經此地以義方

術而打之去閱其文字筆勢高古字體寬闊殆非尋常書下略

如此明證あり此碑をまゝ北郡なる壺村の碑と附會せしむと何の世よりと是又明證ならん下略 壺の碑考

○松前家創業の事

蝦夷地の權輿最舊く往古景行天皇比征東より齋明天皇阿部の比羅夫を遣はし鰐田アキタ津代ツシロ等の酋師を率て蝦夷を伐ち其地を殉へ遂シ後方羊蹄ベシ今シリベシと云ハ内地の富峯トヨタカに似たる故に蝦夷富士と稱也

み政所と置て歸ると云しより。爾後度々軍師を向たる事あるべし。其後鎮守府將軍坂上田村麿蝦夷地を入り麤蝦を驅りて悉く東山地を収め海を據て塞と爲し。曠濶の蝦夷地を鎮撫せしより。蝦夷人の王化を涵泳せるも。全田村將軍の勲功を偉なりと云。それより遙六百五十年と經て。足利將軍義政の世にして。嘉吉三年癸亥十二月十二日。下野安藤太盛季と云もの。南部大膳太夫義正と戦ふ及びしが。戦利ありし。遂に津輕の小泊より渡島今の松前とさして逃きたる。中略亨德三年甲戌八月廿八日。若狹の國主武田大膳太夫國

信の嫡男太郎信廣。故よりて本國を立出陸奥へ下向し。北南部の田名部より船を浮て。渡嶋の内オコシリと云所へ渡海す。附従ふものも。佐々木三郎兵衛繁綱。工藤九郎右衛門尉祐長等あり。此時に當て相原周防守政胤。河野加賀守政通。又安東康季は舍弟政季。いづれも潛み居たりん。同じく渡海すといへども。武田信廣の武勇に壓されて。大方に信廣の麾下に屬す。信廣は渡嶋の天比川に居住おしたれども。又上の國勝山に城壘を築立て。蠣崎修理太夫と名乗。威風四邊に輝きまゝなる。中略信廣の武威益盛にして。一族繁昌万

歳をとほへり。されば内地より海と渡り来て。國を
侵し擾るもの更みなし。去のれども蝦夷地を未全く
服従せしむ。やもされば鐵を向て命令し叛く。ある時
信廣蝦夷の酋長等と城中より召寄せ。酒飯を出して款
待しける。信廣も其座に在て盃と把る。種々の肴を
る内。竹の輪切の吸物。外より黒き小石を煮。猪口を付て
出したり。酋長等も箸を取ていざや喰とんとする。よ
堅くして齒たさざ。又小石を取て口より入さざ。こも勿
論喰ふ事のかたを福と。空しく折敷みさし置。とさま
らうさま疑ひ惑ひて居る内。信廣頓て箸をとりあげ。

竹の吸物。球さも旨し。げも給べは。盃を取めぐらし。ま
と猪口より盛たる小石も給べは。酋長等もこき
見て。心の中より驚きおそきて。かく堅確なるものと食
はる。大將なれば。量たらさぬ。豪傑ならんと。舌を巻て
ぞおそれたる。

此竹の輪切の吸物也。信廣獨筍の吸物とくひ。小石
と見せたるを黒き煮豆にて。皆是夷人等畏服せし
めん。一時の計策なり。

此よりみて東を砂原鷲の木まで。西を熊石瀬田内ま
での夷人ども。松前へ踵を踏むることひきもきらび。時よ

康正二年丙子の春北ことなりし。シノリは鍛冶村
 へ蝦夷の酋長一人來り子細や有らん。鍛冶が磨トキりけ
 し刀拔ちて。酋長拔一刀み刺し殺しぬ。其の遺恨みよ
 いて蝦夷人ども黨を結びあかしあみ蜂起して。凡
 五十日づほど鬪戦止まじ。これが爲み人民多く死す。
 明延バ長祿元年丁丑。蝦夷人まゝ蜂起してシノリは
 館主小林太郎左衛門良景を攻る事急なり。河
 野加賀守政通。中野三郎教通。佐藤三郎右衛門季則。脇
 本北南條治部少輔季遠。穂内部の館主蔣土甲斐守季
 直。鞆部の館主今井刑部少輔季友。松前の守護下國山

城定季。相原周防守政胤。祢部田の館主近藤四郎右衛
 門季常。原口の岡部六郎左衛門季證。北石の原谷右近
 將監等の一門。數百の軍兵を驅催し。小林良景を援け
 て。處々蝦夷人の楯籠りたる巢窟を攻落さす。翌寅年
 み及て反逆の魁首なるコシヤマケン父子。其他の眷
 屬等數十人捕へて梟首す。是より於て蝦夷の地。十の
 一を平定し。日を追ひ月と重て夷人ども歸降すとい
 へども。廣濶の蝦夷地故み信廣の武威盛なれども。な
 ろく遐陬の地まで及がさし。殊に東部を沙流勇拂
 の夷人強勇よして。やもせれば松前へ攻來らん勢

ひ。略さこえれば。信廣大軍伐發し。東西北蝦夷伐切
 靡りし。奥地迄入んと思ひたゞきし。信廣定業お
 り。よけきて。病の爲ふ遠逝也。享年六十四時。明應三
 年甲寅五月廿日なり。法號を荷遊院殿清巖涼真大禪
 定門と謚る。内外上下悲哀み噎ひ泣く。松前創業此主
 なれば。厚く葬式を取おこあひ。七々の法會。かこの如
 くいとあみ。既ふ續フダシロモ脱ぎたる時。氏族門葉城中。子寄
 集ひ。評議一定したり。きき。此席ふ會出るもの各血
 と歎スリて誓スリ伐おし。信廣の長子宮内少輔光廣を立て。箕
 蓑ツガ伐繼しむ。後名と改て若狹守といふ。同五年定季の

男。下國山城守恒季伐殺して。周防守政胤の子相原彦
 三郎季胤として。松前の守護み代らしむ。是皆村上政
 義が計らひなりといふ。志のれども光廣勇悍不羈父
 む劣らば。能く四境と守り。政刑伐修る間。一族郎徒心
 伐傾けざるをなし。さてまゝ永正八年辛未の四月十
 六日。有珠の嶽并みシリ石倉三ヶ所の館。蝦夷人の
 爲ふ攻落さる。よし注進ありたり。此時シリ小河
 野彌次右衛門季通。小林彌太郎良定。同氏小次郎季景。
 各力と戮せて防戦也といへども。遂ふ利なくして自
 害也。同十一年三月光廣は嫡男良廣。百八拾餘艘の兵

船我浮べ。天の川に館と轉じて。松前此勝山城へ引移る。上の國に若く蠣崎二郎高廣是と衛る。翌年乙亥蝦夷人來て。上の國を侵すよし注進ありければ。六月廿二日若狹守光廣自ら馬を出して。蝦夷の魁首カノイチと云もの兄弟と討て。其骸を小館の東へ埋む。今蝦夷塚といふをこれなり。其後享祿元年戊子。蝦夷の酋長タナケシと云もの。與黨七百五十人を引率して。瀬田内へ押寄せ。館主工藤九郎左衛門祐兼我攻む。館の中を折向しく防禦の士卒甚少あく。舍弟祐致を留守の事なれば。祐兼一人勇我奮て防ぎ戦ふ。去られ共

多勢に夷人よ攻立らば。終に討死とぞ去たりける。タナケシを瀬田内の館と乗取て。破竹の如く勝よ乘て上の國まで押寄る。是時二郎祐致を留守よ兄祐兼と討せ。刺渠が爲よ瀬田内の館さへ襲ひとらば。無念骨髓よ徹し。いりよおして渠我討取。兄祐兼が怨魂我慰めん。と胸中よ一計我設け。まざと敗北の躰よ見せられば。タナケシを圖よ乘て追來る。祐致をよおれながら。上の國の城際迄引寄せたりけり。此事我兼て城中へ示し合せし事なれば。館主二郎高廣櫓の上より狙と定め。矢ごろとをかり引りよめ飄と放す。バ。

阿やまは魁首タナケシが吠ぶえ哉。うしろまで射こむたり。あゝお於て雲霞の如く責來たる夷人どもハ。大將の討るゝと見るより。何れをむけてためらふべき。右往左往お散亂おせ。城中よりお許多の士卒鯨波と阿げ。貝鼓と鳴らして切て出。こゝお討取かしこお追つめ。戦既お果たりなれば。二郎祐致郎徒等并お城兵二百人と引具して。瀬田内の館へ歸り見れば。蝦夷人ども木戸と固めて入またて。祐致大お怒り大音阿げて云々るハ。こざかしき兇夷等り振舞ら。汝等走らばや賊將タナケシ。上は國の城外お於て既お

討まふ々る哉。誰をたのみて籠城だてをなせやらん。虎北威と假る狐とを汝等が事なり。速お降參なさば命を助け得させん。と二百餘人お一まとめおあし。射出毒矢。汝事とをなさば。無二無三お攻立ま。流石お猛き兇夷等も。魁首タナケシの討またりと聞け。ま。鬪戦の力くじけ城を捨て落行を。城兵を急お追討首と取。或を擒り。暫時が内お兇賊盡て。瀬田内を鎮らり。其後又天文五年六月廿三日。西蝦夷北酋長タリナと云もの。大將として。熊石北邊お一揆を起せり。其勢凡五百人。近日松前へ押おせんと。なり有様。斥候

の者告たり々れば。上の國北工藤二郎祐致と先鋒として。蠣崎二郎高廣三百人と引卒して。西蝦夷へ發向。速ふ一揆と誅戮して平均しぬ。此夕リナを東部北夕ナケシグ婿おして。舅の高廣が爲ふ討れし吊戦と發せしなり。同十五年丙午。四代蠣崎若狹守季廣と立。武名と遠近ふ轟し。嶋中割據の大小名。勝山の城お膝成屈し。東西の蝦夷地三拾里外。茂鎮撫して。初て夷地交易往來の法度を定む。是同廿年辛亥なり。五代蠣崎民部少輔慶廣。天正四年丙子。豐臣大閤此命ふ由て志摩守と改む。同十八年庚寅九月十八日。慶廣内地へ渡海。

同十二月十六日上京おし。初て豐臣大閤お謁し。翌年三月十八日歸島也。永祿元年壬辰又内地へ渡海。同廿年壬巳豐臣氏の朝鮮の役お従ひ。正月二日肥前國名護屋の陣中お於て。從五位下お叙して仕籍お列し。傳馬の判成賜をる。元和二年丙辰十月十三日。病成以て逝。東蝦夷夜話

○御味方コタン此事

御味方蝦夷と云事。其起原を東蝦夷沙流勇拂の邊おして。オミカタクタンと稱し。松前へ服從の後を數度此合戦味方お參り忠節と盡す。既お寛文年間東部漆

退の擾亂と取鎮め。其後寛政の初め。國後嶋の夷人共御國人共許多殺害なし。此舉ふ他領へ押寄せ。蝦夷地ふ越年なせる御國人と。殲ふなさんとせしうバ。御國人を此ことときき驚た。シヤモ地をさして逃上ると國後夷人とのぐさじと後より追討。沙流より四里東の方。新冠まで來りたり。此時サルングルも。同領アリモミと云所ふ待うけて。國後夷人と喰ひ留る。其所へ松前の討手駈着きサルングルと先手として戦ひしが。遂ふ國後夷人共追退け。忽事此鎮まりたるを。全其頃サルングルの勢盛なりなれば。國後夷人の勝誇た

る銳氣挫き。此所より引返さしむるを。オミカタコタンの勲功なりたりとぞ。安政三年丙辰の夏。沙流詰の下司なる大西氏穩。其所の乙名共始役夷人と呼出し。會所支配人並ふ帳役通詞等と以て。是迄の弊風を改め。御國の風俗ふ化せべくと教諭したるふ。サルングル

グルハ。者共といふ夷言あり。

數百年來。判官義經の遺風共追慕し。確乎として他の俗習ふ染ざる旨。種々愁訴ふ及ぶ。時ふ大西氏穩衆夷人對ていへるやう。今度エントカムイより蝦夷の者

共々御國の良民と等々厚き御撫育と給はるふ。そ我
有難くも心得也。何とて違背なしけるや。又汝等が産
神と尊崇する判官どのを素これ源氏の嫡流にして。
かしこくも當今エニドカムイと申奉る。則源家祖宗
の御裔も渡らせ給へば。判官とのふ齋奉も同じ理ふ
おそあるなれ。そ追々申きらまへし。偕又汝等萬一
蝦夷の地も於て。異變の事あるや。或も異邦の船も襲
來りて。境を侵す事ある時を。いかん心得るるやらん。
そま等の覺悟とさくらまほしといをれけまへ。總小遣
セベニケレ土産取イコラングルの兩人進出申々る

そ。さん候まへてサルコタン仕者ども。往古より申合
せ。松前カムイへ味方も參りしより。粉骨碎身して相
働。御威風も今以て衰へ申さば。此度公の御直差配も
相成候上も。猶もサルングル申あをせ。何事もまは仰付
られ次第一層の力も盡し。蝦夷の地も於て擾亂の事
あるや。但し異國の船の上陸なし。御國に恥らしむる
事など出来るも於て。其時身命を抛ちオミカタコ
タン仕名も。決して墜し申さるべし。今東部もて契約
の蝦夷人と驅催ほさば。即時も四五千の勢も集り申
まへく。忠節の事も付て。特も松前カムイも限申さ

其御疑念なほらせ給ひそ。と頭と打振胸を叩てぞ
述たり々る。頑愚の夷人ながら。かく義勇の言葉を主
張なし。赤心と顯をせぬ。全く御徳風の届く所。且有司
達の寛宥の示教ふ出る所あらん。此義と褒賞なし給
ひ。沙流領なるビラカ村の總乙名ハフラといふ者へ。
米若干苞賜はりける其申渡し。

ビラカ村

總乙名ハフラ

一其方儀親々より。イヤニアナキ子。テイタ。イカシラ
ロ口。申傳候儀相守。アイノイキリ。ヒシノ。イタキシ

ユカト。ヤエコ。シツカシマ。御身方コタンと唱候也
の。オミカタコタン。アリエ。エルエ子。イヤナキ子。數
度忠功有之候故の義と。シユイ々々々。トノエレ
シカ。アンカイト。アヌワクシユ。兼々厚く相心得。ラ
シマ。ハアセノ。ヤエラマツテワ。當場所土人共一同
へ能々教諭と加へ。タバコ。コタン。アイノウタレ。ヲ
ビツタ。シ子イキン子。エピリカ。ケウトモ。アウバカ
シ。又。年來靜謐ふ取謀。タ子タ。バツクノ。ラツ。タラ。
アンカシケ。老年ふ及候迄。ラン子。バツクノ。役義大
切ふ相勤候義。寄特の至ふ付。ヤクヲロシベ。イラン

マカ、ヤエコ、シツカマト、ラムチエ子、エカラ々々々。カ子ア、ニクシユ。米三俵爲取遣。ニアマ、一タラ。イツコレル。エタハ、ニナ。此上共御趣意の廉々。イマカケタ。子ワ子トノエレ、ニカ。レ、ニカシユト。能々相辨。土人一同へ。ピルカノ。ヤエラマツテ。アイノウウタレ。ヲピツタ。シ子イキニ子。精々申諭。止べし。コアリキ、ヒリカ。イバカシ。イキナ、ニコ、ニ十。

松前にて。御味方蝦夷と云々。元來沙流村より始りし事。よて。明和の前。西蝦夷の宗谷留崩の邊へ。異國船志むく渡來て。非分の交易と云りけ。或るものを奪掠さ

れ。後よと土人も産業失ひ。終に退轉するやうに成行々れば。東部のサシル流グル。此事を傳へき。て。乙名の家も集會なし。こたびシ西ム蝦クル夷。此宗谷留崩ウ奴タレ赤フウレ人シヤムの爲に悩まされ。活業さらなりかぬるよし。若此事と乗おらむ。渠必驕慢して。後よとシユムクル。此地と蠶食さる。も計がたし。志るる時を松前カムイは大事なり。志むしむ猶豫なしがたしとて。急ぎ人数と驅集め。凡千人餘に至りたる。と。石狩越こして西部へ出。夜と日に繼て宗谷へ到着なし。様子いかと窺ひぬまさば。赤人もをや上陸なし。亂妨の振舞傍若

無人なり。サルングルの者どもハ。此体を見て、大に憤
り。遠路の勞ををいとをび。合戦も及びたり。去りる
よ赤人を礮銃ホッポコウの利器と以てし。此方を弓矢を用るの
み。外に器械をあらざれども。サルングルの剛氣も。當
りかゝくやありけん。赤人を残り少あふ討あされ敗
北してぞ退帆なしなる。此時よりサルングルを東西
の蝦夷地も威名とふるひ。乙名の勢ひ尤勁大なりけ
り。同じ頃釧路厚岸根室の夷人も。松前へ歸服なし專
ら忠節を勵み。御味方蝦夷の名を負えせ。三箇所の乙
名も。松前の福山も來り。領主の謁見ありて。酒飯の款

待よ預り。去りして夷地へ歸ると例となしぬ。松前も
て目見蝦夷といふを則是なり。其席の序次を沙流の
乙名をまつて冠たらしむとあり。抑沙流勇拂新冠此
邊を。砂原落部の地と。一帯の海と隔るのみ。して直
道といと近し。此地の夷人を所謂シヤモ地も習慣し。
又千歳越して西部の石狩へ出るもほど遠からぬ故
よや。此地も早く開けて。粟稗大豆小豆。其他野菜も乏
し。ららび。又家居衣服食料の貯有て粗惡ならぬ。され
ば。夷情狡猾もして。空言虚飾も又少なからぬ。今の世
までも判官の遺風と傳ふと云と以て。所の榮となす

のふ。東蝦夷夜話

○松前家へ朱印と賜る事

上略あり。於て亂賊をさする。此時松前民部大輔慶廣。京師へ使節致差し立て。内附たらん事致願ふ。關白秀吉公慶廣致志摩守へ封じ。内諸侯へ比し給ひて。遂に松前と以て氏とせ。父の季廣亂を海邊へさけ。智力と以て松前と取り。慶廣へ至て威令漸く行たる。慶廣より始て日本の版圖へ入る。時ふ豊臣關白殿下より御朱印と給ふ。其後慶長九年甲辰の正月。松前志摩守慶廣蝦地此條令と賜る。是より御代々の御朱印

を頂戴する事とせなりぬ。

定

- 一 從諸國松前へ出入の者此共。志摩守へ不相斷。蝦夷と致商賣候義。可爲曲事事。
- 一 志摩守へ無斷して。令渡海賣買致候もの。急度可致言上候事。
- 一 對蝦夷人非分の義申掛候もの。可爲曲事事。
- 右條々。若於違背の輩。可處嚴科の也。

慶長九年正月廿七日

御朱印

御文言前同斷

右の條々。任慶長九年正月廿七日先例の旨。彌不可有相違もの也。仍て如件。

元和十二年十九日

御朱印

御文言前同斷

右の條々。任去慶長九年正月廿七日。元和三年十二月十九日先例の旨。彌不可有相違もの也。

寛永十一年正月二日

御朱印

御文言前同斷

右の條々。任慶長九年正月廿七日。元和三年十二月十九日。寛永十一年正月二日先例の旨。彌不可有相違もの也。

の也。

寶永四年四月五日

御朱印

一國初の頃々。松前家ふを賓客の御所しらひよて。參勤此時々往來御傳馬よて。格別の格式よてありしが。中頃切主參勤此怠有しよ更變易して。其後再び改る事なし。

憲廟御治世の時より。今の格式よ極れるよし。唯以前の格々まづの残りて。嫡子乘輿の義御免。御鷹獻上の時。御傳馬裁給むるのみなりとぞ。北海隨筆

○東蝦夷地上地の事

松前若狹守

一今度異國境御取締被仰付候。東蝦夷地之内嶋々迄。當分御用地被仰付候間。可被得其意候。尤右土地より。是迄年々其方收納之分ハ。御用中ニ從公儀御取替金御下ケ可被成下候。右ニ御用御書院番頭。松平信濃守御勘定奉行。石川左近將監御目付。羽太庄左衛門御使番。大河内善兵衛御勘定吟味役。三橋藤右衛門。右五人之面々重立被仰付。右土地之蝦夷人教育之義ト始。交易之趣法等。萬端差引進退可仕旨被仰出候。是又被得其意。右之面々差圖ト任候様。

可被致候。委細之義ハ。掛りの面々より。可申談旨。相達候条。得其意可被罷談候。

寛政十一未年正月十六日 安藤對馬守

松前若狹守

一蝦夷地之義ニ。前々より其方進退致來候處。東蝦夷地之方。先達而當分御用地ト相成候場所。永々上地被仰付。西地之義ハ。如是迄相心得。仕置之義ニ。厚ク心ト用ヒ候様被仰出候。可被得其意候。

享和二戌年七月廿四日 松平伊豆守

○西蝦夷地上地の事

松前若狹守

蝦夷地之義ハ古來より其方家にて進退致來候得共異國へ接し候嶋々萬端之手當難整様子不付先達東蝦夷地上地被仰出從公儀御處置被仰付候西蝦夷地之義亦非常之備等其方手限難行届段申立外國之境不容易事不_レ被思召候間此度松前西蝦夷地一圓被召上候依之其方へハ新規九千石被下候場所之義ハ追而可相違候

文化四卯年三月廿二日

松平伊豆守

此新地ハ奥州伊達郡上州甘樂郡群馬郡常州信太郡河内郡鹿嶋郡にて都合込高共一萬八千石餘之地所下されたり休明光記

○蝦夷地改革の事

さる程ふ有司商議となせふ元來蝦夷の土人其形ハ五躰具りたりといつども人倫の道も去らば男を髪をみぶし鬚を剃らば身ハアツシといひて木の皮みて織る物と臍たけふ仕立左袷を着し女ハ禿の如く亂髪して襟の何よりみて切夫と持るものも口のまをり又ハ兩手みたくく黥しこれハアツシ

と左衽ひ着し。男女とも繩を以て帶とし。小兒をおほく裸体なり。たまたま犬の皮などを着せるもあり。食ハ五穀と喰ハせ。魚類或は鳥獸と捕らへ。或ハ煎焼し。或ハ生みて食せとのいども。多くハ鹽を用ひせ。四方ハ丸木柱と建。キナといふ草或ハ熊笹などと以て。家根及び四方を圍む。床ハなく草筵と敷居。まゝハ穴居などして。くらせものも有り。文書も通せせ。歲月四時を志らば。おのが年齢とも辨へせ。病む事あるとも醫療あく。只イケマと云草の根と採て食ふのみなり。されバ。疱瘡麻疹其外疫病の類。流行せる事なれば。入の死

せる事その數と志らば。父兄親類死せる事あれば。大お哭して其家近き地と掘て是と埋む。死者の住し小屋ハ焼せて。年忌祭祀等いとなむ事なく。其姓實ふ至愚至直なり。然るふ松前家小身ふて。廣大の土地家士を以て。制御せる事能せ。場所々々と割付町人ふ預け。されと請負と名付運上を取立。収納とせる事なりしふ。彼家次第ふ勝手向差つまり。年々ふ此運上の増加と促せ。よより。場所請負の姦商共ハ。先第一ふおのまの利潤とをらり。其餘りと以て運上の増と出さんとせる故ふ。蝦夷人共と交易の時米酒煙艸其外の

諸品ふ至るまで。舛目と掠め秤目と狂をせ。或ハ腐損
したる品をまことなど。有とあらゆる非義を行ふよ
より。蝦夷人どもハ次第ふ衰微し。松前家の苛政を恨
る事已ふ年久し。然るも彼露西亞人。近年國內を廣げ
しハ。合戦攻撃のまさをなさば。只仁と假り恵と似せ
て。人をなづくる事。彼國の奇法もて。阿まこの國々を
六とづく屬從せしめされば。蝦夷人もかこの如く衰
へ。松前家と恨るよしを傳へき。奥蝦夷地の嶋々よ
り。漸次なづけ。已ふ二十島をのりおのが爲となし。猶
以前露西亞人。度々東蝦夷地の邊へも渡來し。是を窺

ふこと類なり。是よよつて今度警衛の事と命ぜらる
といつども。蝦夷地の四方海岸ふして。廣大なる島な
れば。いづくでさして。堅城砦と設くべき謀をあらば。
されば只々夷人どもと厚く撫育し。悉く國家の仁政
よのべふせ。衆人一致ふ心と決し。外國よりいりふな
づくるとも。敢てかゝるふるざる様ふ。教へなむより外
ふ施すべき術をなし。ととより露西亞國ハ攻戦とあ
のまは。人となづくる事のみ業とせれば。此術もて整
ふときハ。外寇呑食の道と斷切道理ふして。則衆人と
以て堅城砦となむの法なり。まわれども若干の夷人

故なく是を惠まんとせば。其失費云べりらむ。去りの
みあらば夷人ども思ふな逆愛を頼みて。おのれくが
業を勵む事を忘き。却て懈怠を勸むるの道なり。只年
頃仕馴にる交易の業を元として。是を扱ふものハ。是
迄の如く町人よ命じ。其場所ことよましく官吏を
置。これと點驗せしめ。渠等が方より出せ所の産物の
か一ものとして。あふる品悉く改め聊も悪しき品
とまらさば。又秤目秤目等と嚴おして。些少の不正を
お施さざる様。官吏ども厚く心を用ひて之を行ひ。此
交易場或も五里よ一屋。十里よ一舎官舎と設け。常ハ

交易の事やおこなひ。旅人ある時ハ旅宿とし。又夷人
ども漁業をなせし。其具乏しければ。網の外漁具を數
多彼官舎よ貯へ置。是を夷人よ貸て漁せしめ。其働拔
群おして。多く産物を出せものハ。其功お隨て程お
く褒美を賜ふ。又第一お憐むべきハ。是迄松前の旋
みて。いりなる雪の時といふとも。夷人ハ蓑笠草鞋お
どと用ふる事あるを。若犯せものある時ハ。償を出
さしむる事なり。先此禁をゆるべ。猶もくれて困窮な
るものハ。衣服居所の手當とし。病者ある時を本邦
より醫者とあまゝ雇。場所々々を配り置。是を療せし

め。又錢通用とよめて。其便利を志らしめ。産業を勵む心と起させ。専ら和語をつらひ習せ。ある時をたそくも五常の道をも教へ。いろは文字をもあらせ。若本邦の風俗をも改めん事と欲するも此ある時を。其意も隨て是とゆるし。本邦の衣服をもあらせ。又格別あるものも。其時宜より。家屋も本邦の如く補理ひ遣えし。往々ハ耕作の道をも教へ。百年の後を蝦夷地一同盡く。本朝の如くならん事とさせ。古ハ今の仙臺領宮城邊よりして。六とくく蝦夷人なりし。漸々もひらけて今かくのおとし。多賀城の碑も

いとく。去蝦夷國界一百二十里と刺せり。此頃を六丁一里なれば。今の道法もて二十里なり。此時惠美朝蕨等。奥州の蝦夷を征伐し。二十里あるの宮城郡も鎮府と設け。碑を建らせしなり。是古の蝦夷國境なり。其後延曆年中も。坂上田村麻呂南部の大澗。津輕の外ヶ濱まで服從せしめて。海より南を日本之地とし。北と夷地と定められたる。是今の蝦夷國境なり。此頃南部の七の戸壺村も碑と建。日本中央と記されたり。此邊を日本の東北の末なると。いろも中央と記されくると思ふ。後年蝦夷地悉く開けぬる時ハ。正も此邊日

本の中央なるべし。今時ふ至て此舉あらん事と。數百年前ふをのらましハ。古今の卓見感心ふ堪らりといふべし。星霜を経む爰ふ至らむ事。又難ららじ。此廣大の土地左の如くならんハ。實ふ日本の地又あらたふ。一國湧出さるぶとくみて。其益言語と以て云べららば。去れども是等の事。急速行ふ事などハ。此方より促む時を。果して人望ふ違ふべし。時至てかれらの方より望むと待べし。さべて今度の舉を。聊も功といそぐべららば。先今差ある處ハ。夷人の服従と專一ふをのり。場所々々の官舎ふ官吏とさし置て是を司

らしめ。又非常の備ふハ。南部大膳太夫津輕越中守ハ。領國蝦夷ふ隣たれば。此兩家より軍卒若干と出さへぎよしと命ぜられ。便よき所ふ番舎を補理ひ。是と配り武器を備へ。警衛せしめられなば。外寇の防ぎハ足るべし。夫が中ふを得撫嶋ふハ。已ふ露西亞人居と云めされば。其此方なる擇捉島ふハ。殊更ふ此警衛を嚴重ふ設け。官吏迄も撰入遣ハし。夷人服従の事も。此嶋と專一の眼目として。事と謀らハ危き事有べららば。又蝦夷地ハおとく。嶮岨ふして通路自在ならび。所としてハ人跡を絶ち。海岸搔送り船をもつて。漸々ふ

通路をなほといつども。風順よりらざれば船行もた
ち。いとづらふ風を待て日を送る。かくて事あらん時
は急を告る妨あり。又常より往來の煩おれば、いとく
是を開き。通路をつけ往來の煩おらしめ。まゝ數舎
の間。旅宿なれば。旅行のむね野宿の勞ふたへ。前
より云所の官舎を建て旅宿とせん。先是等の數事をさ
し。何する所の急務として。手とくごさん。此入費凡一
ヶ年金五万兩つゝ。申おろしてをららん。と衆議已
一決したり。松前若狹守父隱居大炊介。寛政十年年よ
り命あつて出府し。營中より於て執政方兩三度談給ふ

事あり。翌未年二月九日。松平伊豆守信明朝臣より達
給ふ。今度蝦夷地の御用掛り命せらるゝ。ふ付。大炊
介事地理案内。ふて。年來心掛する趣を問ゆるより。
御用の品も有べき。ふ付。先在府して掛りの面々へ。ち。
諸事談をべしとの御事なり。大炊介則在府して。忠明
忠房の宅へ。ち度々來りて。彼是談事ありき。休明
光記

○松前家へ蝦夷地下地の事

松前志摩守

一其方儀。最前蝦夷地之手當行届兼。難捨置様子。ふ付。
東蝦夷地追々上ヶ地。被仰付候。年來從公儀御處置

被仰付候處。奥地嶋々迄速こ御取締相整ひ。夷人撫育産物取捌等。萬端居合御安堵之事こ候。

一其方儀。彼地草創之家柄。數百年之所領こ候得も。舊家格別之儀と被思召。此度松前蝦夷一圓如前々。可被下旨被仰出候。彼地是迄之御仕法無遺失相守。異國境御要害之義。嚴重こ可取計御沙汰こ候。

一此度。松前蝦夷地被返下候こ付ても。元來九千石ハ上り。蝦夷地之義異國境御太切之事こ候ハ。津輕越中守南部吉次郎警固之義ハ如是迄相心得こ以來。人數松前函館ハ不及差越。銘々領分渡海口こ備置。

萬一非常之義有之節も。從其方案内次第。早々渡海問合候様。可致旨被仰出候間。兼々御備向之義。無隔意可被申談候。尤兩家之警衛と頼み。心得。自國之備不等開様可被心掛候。且又是迄彼地之御主法取計等之義。得と松前奉行ハ承り合。入念可被申候。

文政四己年十二月七日 水野出羽守

御用地御用留

○髻塚の事

擇捉嶋を。東蝦夷地の奥みして。松前を去る事三百里ば。り。島の周廻二百六十里こ過ぐ。北極の地と出る

事五十度も餘り極て寒し。寛政の頃より蝦夷が嶋の
事と處置せさせ給ひて。享和二年には筑前守藤原の
安倫と正養とを其司として。彼千嶋の事を司らせ給
ふ。その中にも此島を外國に近寄せば。衛護最嚴なる
べし。とて其官吏と撰び。初より近藤重藏守重。山田鯉
兵衛嘉元。其次菊地總内。下司より松田仁三郎。關谷義
八郎。柳權十郎等。代るく此所と承る。此地を大灘の離
嶋よして。古より船の往來たやまらざるより。爰
も住夷ども。衣食の品を初め。魚捕具なども備へらば。
飢寒も迫るもの其數とあらざ。彼諸官吏是と憂る事

せちよして。攝津國兵庫の船人。高田屋嘉兵衛と云む
のも。海路此事よたくみな遊ばとて。此者と撰擧て船
とやらしむるよ。則水路も考得て。初て大船の往來を
し。夫より年々も渡船もえど。諸品を運送し魚捕具も
全備しけさば。夷ども生活の道を得。始て衣食も足事
と云り。手の舞足の踏と覺ゆ。朝ふ夕な遙も本邦の方
を望み。其國恩を仰て止む。抑此島を外寇の警衛のみ
よして。苟も國益を謀るべきもあらざりしが。思はざ
りし所も開け人も増ゆる程も。其國産と出さ事數萬
も餘きり。是天より仁政を助け給ふなるべし。又南部

津輕兩侯の英士。許多と遣て守らせらる。此警衛を爰
のみふ阿らび。蝦夷地の數多所ふして。兩家のいさを
し又大なりといふべし。已ふ如此内外の處置全く備
りぬ。かくて夷ども其國恩と畏み奉るの餘り。髪と被
る衽と左ふしたる姿を慚ぢ。皆上國の風俗を祢がひ。
自ら長髯と剪り髪を結ひ。男も女も夷此姿なる者。今
や一人もなし。實や風と移し俗と易る事。彼諸官吏此
いさをしよて。上より仁政此及ぶ所なり。則剪たる
髯と聚て。豎四尺横一尺此碑を建。髯塚と號けて。其國
恩のいちぢるきと。不朽ふといむるのみ。文化四年三

月安藝守正養誌。近藤巡夷録

○松前并福山稱名の事

夫我毛夷の國也。古ふ所謂北倭也。其証山海經ふ見え
たり。今松前此號ある也。昔時夷人のマトマへといつ
る哉。南岸此山上ふ大松のありければ。建久正治此頃
よりして。松前此字ふ書るならん。街名ふ枝が崎の
名ある是あり。亦松前海口ふ大松前此津名ある也。日
本紀ふ所謂津輕津なり。亦同紀ふ渡島あり。是即今の
松前ふして。蝦夷南海此地なればなり。又福山の名ハ。
慶長五年庚子秋。第五世松前慶廣此始て城地ふ號た

る此稱なり。夷酋例像附録

蝦夷風俗彙纂前編卷二終

2
10
1

東 京 圖 書 館

二 〇	一	一	二		
冊	號	架	函	屬	類

